

議案第140号

福岡市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

福岡市手数料条例等の一部を改正する条例

(福岡市手数料条例の一部改正)

第1条 福岡市手数料条例(昭和35年福岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から18の項までを1項ずつ繰り上げる。

(福岡市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市手数料条例の一部を改正する条例(平成27年福岡市条例第79号)の一部を次のように改正する。

別表第1 10の項の改正規定中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付、」を削る。

附則第3号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(福岡市収入証紙条例の一部改正)

2 福岡市収入証紙条例(昭和39年福岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「13の項から18の項まで」を「12の項から17の項まで」に改める。